

「若草園を支える会」 資金援助方針

はじめに

本書は、「若草園を支える会」から若草園の入所児童に対して、主に就労・就学に必要な資金援助を行う場合に、不公平が生じないために、基本的な事項を定めて、一定の基準をもって適正な援助活動ができるために設けるものである。

1 活動の運営

若草園施設長から「若草園を支える会」に資金援助を申し出た時に、この方針に沿って援助活動を行う。

2 対象

資金援助をする対象者は、若草園の入所児童であり、事情によっては措置解除後の児童も含む。なおかつ、親権者、親類縁者からの資金提供が合理的理由により困難な児童であること。

3 要件

- ア 援助を行う明確な目的があること。また内容によっては立替とすることも可能とする。
- イ 児童が卒園後の生活をするに当たって、直面して必要とされる事であるが、生活諸費に費やされるべきではない。資格取得費や入学金など、一時的に多額な資金が必要なものに対して支援するものである。
- ウ この援助のほかに利用できる補助金や奨学金がない場合に支援を行うものとする。
- エ 援助の対象となる事柄が児童の趣味や遊興目的ではなく、社会生活を営んでいくのに必要不可欠なものであること。
- オ 援助を受けて取り組む事柄に対して、児童が意欲的に取り組み、十分な成果を期待できるものであること。

4 方法

援助する対象に対して、「若草園を支える会」の資金残高の範囲内で資金を提供または貸与する。

提供か貸与かは児童の担当職員らと児童の将来の社会生活を考慮して定めるが、基本的には提供とする。

援助を受けた児童に対して、若草園施設長や担当職員は「若草園を支える会」の意義を説明して、将来的には会員として後輩を支える側に立つように指導教育を行うこととする。

援助を受けた児童は「若草園を支える会」に対して結果の報告をすることとする。